**私立高等学校生徒等奨学給付金の代理受領導入等について**

学校名

担当者

１　検討内容について

　　来年度の標記事業実施に当たり、下記のとおり支給方法等の見直しを行うことを予定しています。

　　申請者が代理受領を希望する場合、委任状を提出することにより授業料以外の教育費（修学旅行費等）と

の相殺を行うことを可能とするもの。

　　学校において申請者から委任状を徴収し、委任した申請者分の給付金は県から学校に対し交付、学校は授業料以外の教育費との相殺を行うもの。

　○上記方法の導入に伴う学校におけるメリット及びデメリットについて

　 メリット

　　授業料以外の教育費に係る滞納が発生している者に対し、代理受領を行うよう働きかけることにより、滞

納者が減少することが見込まれる。

　 デメリット

　　申請者からの委任状の徴収等、学校における事務処理量の増加が見込まれる。

上記の支給方法の導入にあたり、各学校において想定される懸念事項等がございましたら、下表に記載

をお願いします。

|  |  |
| --- | --- |
| 代理受領制度導入に伴う懸念点等 | 懸念点等の対応策 |
|  |  |

２　平成29年度において授業料以外の教育費の未納があった全学年の生徒数

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 |
| ① 授業料以外の教育費の未納者数 |  |  |  |  |  |  |
| ② ①のうち奨学給付金の交付対象者の人数 |  |  |  |  |  |  |
| ③ 授業料以外の教育費の未納により不利益処分（出席停止、退学等）を受けた人数 |  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 10月 | 11月 | 12月 | １月 | ２月 | ３月 |
| ① 授業料以外の教育費の未納者数 |  |  |  |  |  |  |
| ② ①のうち奨学給付金の交付対象者の人数 |  |  |  |  |  |  |
| ③ 授業料以外の教育費の未納により不利益処分（出席停止、退学等）を受けた人数 |  |  |  |  |  |  |

３　上表にて未納者がいる場合、下記の事項について記載願います。

①未納があった経費及び人数（実人員）について

②未納者に対し行った不利益処分の主な内容について

①例：修学旅行費○人、施設整備費○人、教材費○人等

②例：出席停止、退学、休学等

【その他（自由記述）】